

犬山市
避難行動要支援者支援マニュアル

平成29年4月

犬山市

目次

I 基本的な考え方	
1 背景と目的.....	1
2 本書で使用する用語の定義と概要.....	1
(1) 要配慮者及び避難行動要支援者.....	1
(2) 避難支援等関係者と避難支援者.....	2
3 要配慮者の特性と配慮を要する事項.....	3
II 要配慮者支援体制の確立	
1 要配慮者に対する支援の基本的な考え方.....	7
2 要配慮者の実態把握.....	7
3 支援体制づくり.....	7
4 関係機関・団体等との連携した支援体制づくり.....	8
III 避難行動要支援者情報の収集・共有	
1 避難行動要支援者名簿等の作成等.....	9
(1) 避難行動要支援者名簿の掲載対象.....	9
(2) 避難行動要支援者名簿作成のための情報収集.....	9
(3) 避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者登録者名簿に記載する事項.....	9
(4) 避難行動要支援者登録者名簿の登録・更新・管理.....	10
(5) 避難行動要支援者登録者名簿の避難支援等関係者への事前提供について.....	13
2 個別避難支援計画の作成.....	14
(1) 個別避難支援計画の目的.....	14
(2) 個別避難支援計画の作成者.....	15
(3) 個別避難支援計画に係る避難支援者の決定.....	15
(4) 個別避難支援計画の管理・更新等.....	15
IV 災害時の対応	
1 避難準備情報等の伝達.....	16
2 避難行動要支援者の情報提供.....	17
3 避難誘導.....	17
4 避難行動要支援者の避難状況の把握、安否確認.....	17
5 緊急避難場所又は避難所における避難行動要支援者の引継ぎ.....	17

I 基本的な考え方

1 背景と目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、約2万人もの死者・行方不明者を出し、全体では65歳以上の高齢者の死者数が6割、障害者の死亡率は、地域によっては被災地全体の死亡率の約2倍とも報告されています。

また、避難支援に従事した消防団員や民生委員・児童委員など支援者自身も避難が遅れ、消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員・児童委員の死者・行方不明者は56名にのぼりました。被害を最小限に抑えるためには、平常時から災害発生への備えや災害発生後の初動体制の充実に向けた取組を地域ぐるみで行うことが重要となります。

こうした社会的背景を踏まえ、本市では、平成23年10月に「犬山市災害時要援護者支援計画（全体計画）」を作成し、災害時の要援護者に対する取組みを推進してきました。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法の一部を改正する法律（以下「災害対策基本法」という。）が公布され、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮するもの（要配慮者）のうち、「災害発生時の避難等に特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の名簿の作成」や「名簿を避難支援等関係者に提供すること」等が市町村に義務付けられました。

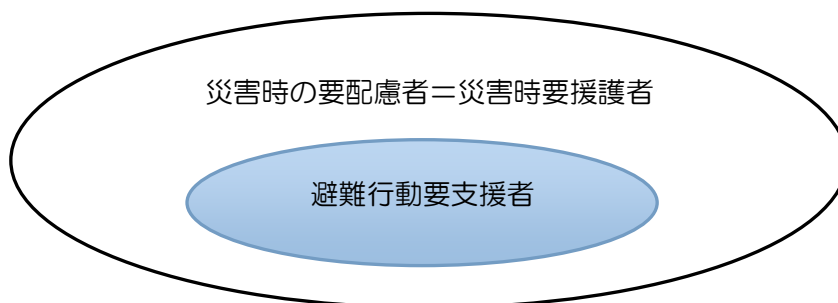
この災害対策基本法の改正に伴い、犬山市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の見直しを行うとともに「犬山市災害時要援護者支援計画（全体計画）」を廃止し、新たに要配慮者の支援策を具現化するため、「犬山市避難行動要支援者支援マニュアル」を策定します。

2 本書で使用する用語の定義と概要

（1）要配慮者及び避難行動要支援者

これまで、「災害時要援護者」という用語が広く使われていますが、今回の災害対策基本法の改正によって「要配慮者」及び「避難行動要支援者」という用語が規定されており本マニュアルではこれを使用します。

「災害時要援護者」と、「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の関係は次のようになります。



○要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号）

災害が発生した場合には、すべての被災市民に対して援護が必要となるが、本マニュアルの対象とする要配慮者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な者とします。

・要配慮者の定義

- 1 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない、又は困難な者
- 2 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても救助者に伝えることができないか、困難な者
- 3 危険を知らせる情報を受け取ることができない、又は困難な者
- 4 危険を知らせる情報が送られても、それに対して適切な行動ができない、又は困難な者
- 5 災害時に、避難施設等で生活する際に何らかの配慮が必要な者

なお、施設入所者及び災害発生時に施設内にいた通所者については、一時的には当該施設において援護することとします。

○避難行動要支援者（災害対策基本法第49条の10）

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいいます。その範囲については、地域防災計画に定めています。

（2）避難支援等関係者と避難支援者

○避難支援等関係者（災害対策基本法第49条の11第2項）

避難支援に携わる関係者で、災害時の支援だけでなく平常時からの支援活動に関わっていきます。地域防災計画において以下のとおり定めています。

・避難支援等関係者

犬山市職員（消防職員含む）	犬山警察署
犬山市消防団	犬山市社会福祉協議会
民生委員・児童委員	町内会
自主防災組織	その他市長が認めた者

○避難支援者

避難行動要支援者に対して災害時に直接の避難支援等を行う人のことをいいます。

【避難支援者】

近隣住民、自主防災組織の構成員、その他避難支援等が可能な者

*避難支援者は、避難支援者本人又はその家族等の生命及び身体の安全確保を最優先とし、災害発生時には可能な範囲で避難支援等を行います。なお、災害の規模や被災状況によっては支援できない場合もあります。避難支援者は、災害時の避難行動の支援に法的な責任や義務を負うものではありません。

3 要配慮者の特性と配慮を要する事項

要配慮者それぞれの特性を把握し、その特性に応じた情報伝達や避難誘導、避難所における支援、継続的な介護等の支援を行う必要があります。

- (1) 要配慮者のうち避難行動要支援者に関する情報（住所、情報伝達体制、必要な支援内容）を、避難行動要支援者名簿等により、平常時から把握しておきます。
- (2) 要配慮者のうち避難行動要支援登録者に対しては、一人ひとりに適した具体的な個別避難支援計画をもとに支援を行います。

要配慮者の特性ごとに把握すべき内容「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル（愛知県策定）」より参照

種別	特徴	配慮すべき事項
ひとり暮らし高齢者	・健康であっても加齢により行動機能が低下する。	・地域とのつながりが希薄な場合があり、情報伝達、避難支援者の確保が必要である。
寝たきり高齢者	・自力での行動が困難である。	・避難する場合に、車いす、ストレッチャー等の移動用具と避難支援者が必要である。 ・避難所におけるバリアフリーの確保が必要である。
認知症高齢者	・自分で状況判断、避難が困難である。 ・自分の状況を伝えることが困難である。	・避難支援者が必要である。

種別	特徴	配慮すべき事項
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> • 視覚による情報収集、状況判断が困難である。 • 単独での迅速な避難行動が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> • 音声による情報伝達等、情報伝達方法に配慮が必要である。 • 避難支援者が必要である。 • 避難所におけるバリアフリーの確保が必要である。 • 盲導犬に関する配慮も必要である。
聴覚平衡障害者 音声・言語障害者	<ul style="list-style-type: none"> • 音声による情報取得、情報判断が困難である。 • 音声言語で状況を伝えることが困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> • 視覚による情報伝達等、情報伝達方法に配慮が必要である。
盲ろう者	<ul style="list-style-type: none"> • 目と耳の両方に障害がある方は、情報収集、状況判断が非常に困難である。 • 単独での迅速な避難行動が非常に困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> • 盲ろう者には、全盲ろう、全盲難聴、弱視ろう、弱視難聴など見え方や聞こえ方の程度によって、コミュニケーション方法は様々で、目と耳のどちらが先に見えにくく（聞こえにくく）なったか、またはその時期、それまでに受けてきた教育などによって異なるため、情報伝達方法に配慮が必要である。
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> • 自力での行動が困難な場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> • 避難する場合に、車いす、ストレッチャー等の移動用具と避難支援者が必要である。
内部障害者 難病患者等	<ul style="list-style-type: none"> • 特定の医療器材、医薬品、食品が必要である。 • 外見では障害が分かりにくい場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 避難所で必要となる医療器材、医薬品、食品の確保が必要である。 • 医療機関との連携、移送手段の確保が必要である。 • 避難支援者が必要な場合がある。

種別	特徴	配慮すべき事項
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> • 自分で情報を判断したり、自分の状況を伝えたりすることが困難である。 • 環境の変化に順応しにくく、パニックになる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 避難支援者が必要である。 • 障害のタイプの個人差が大きいため、家族や介護者に配慮事項を聞くことが望ましい。 • 常に落ち着かせるなど、精神的な配慮が必要である。 • 「いつも通り」へのこだわり、におい・音・光への過敏がある場合は、落ち着く空間が必要である。 • 避難所で個室や間仕切りの確保などの配慮が必要な場合もある。 • 「順番を待つこと」の理解が難しい人がいることも考慮する。 • 服薬管理が必要である。 • トイレ、食事等の配慮が必要である。
発達障害者	<ul style="list-style-type: none"> • 知的な障害がある人から無い人までである。 • 自分で情報を判断したり、自分の状況を伝えたりすることが困難な場合がある。 • 環境の変化に順応しにくく、パニックになる場合がある。 • 集団生活になじめない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 避難支援者が必要である。 • 障害のタイプの個人差が大きいため、家族や介護者に配慮事項を聞くことが望ましい。 • 常に落ち着かせるなど、精神的な配慮が必要である。 • 「いつも通り」へのこだわり、におい・音・光への過敏がある場合は、落ち着く空間が必要である。 • 避難所で個室や間仕切りの確保などの配慮が必要な場合もある。 • 「順番を待つこと」の理解が難しい人がいることも考慮する。

種別	特徴	配慮すべき事項
発達障害者		<ul style="list-style-type: none"> ・服薬管理など、医療機関との連携が必要である。 ・トイレ、食事等の配慮が必要である。
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化へ順応しにくく、パニックになる場合がある。 ・薬の継続的服用が必要な場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が必要な場合がある。 ・常に落ち着かせるなど、精神的な配慮が必要である。
高次脳機能障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・記憶障害、注意障害、遂行機能障害等により、自分で状況判断、避難が困難である。 ・集団生活になじめない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が必要である。 ・個人の障害状況に応じた情報伝達に努めることが必要である。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・行動機能が低下し、自力での避難が困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が必要な場合がある。 ・医療機関との連携、移送手段の確保が必要である。
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で状況判断、避難が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活での衛生管理、騒音などへの心配りが必要である。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語の理解力により、情報収集、状況判断が困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語等による情報伝達手段の確保が必要である。

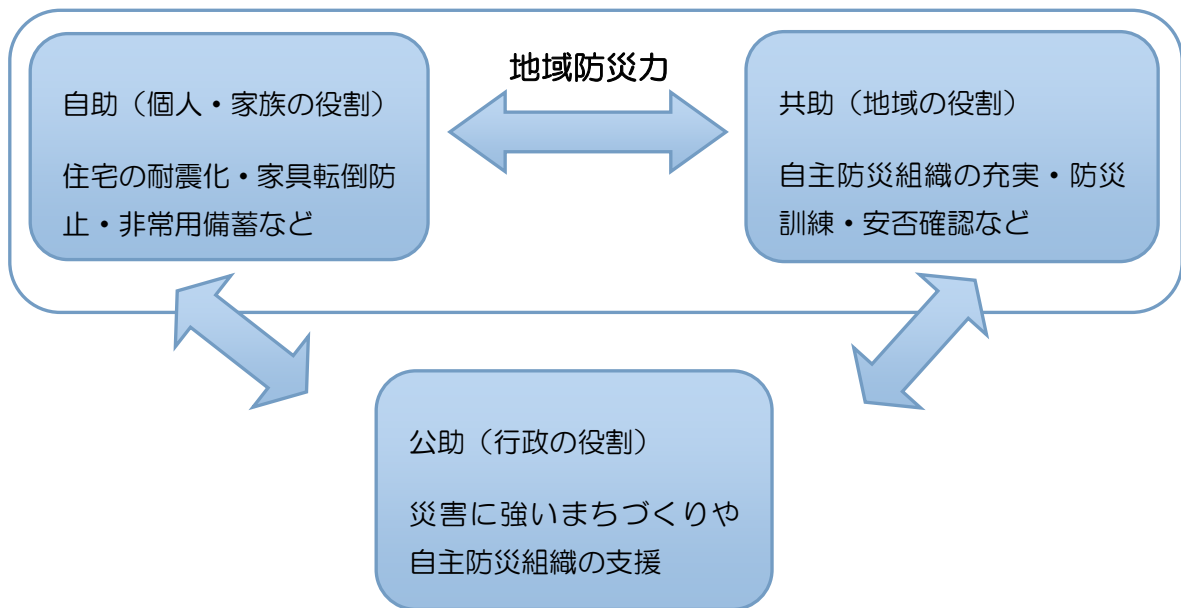
Ⅱ 要配慮者支援体制の確立

1 要配慮者に対する支援の基本的な考え方

要配慮者は、災害発生時に自ら避難行動をとることや災害による住環境の変化への対応や避難所での生活等が困難となる場合が多いものの、必要なときに必要な支援を受けることができれば適切な対応や行動を自らとる事が可能な人、避難支援に複数人の支援が必要な人など、個々によって状況が異なります。そのため、災害時において、要配慮者の安全を確保するためには、要配慮者それぞれの状況（例えば障害の内容、程度など）に応じた的確な支援が必要となります。

災害時の対策として、自分の身は自らで守るという【自助】を基本に、地域や近隣の住民が助け合うという【共助】の考え、行政機関や社会福祉協議会等による支援活動【公助】を併せ、【自助・共助・公助】の関係とそれぞれの役割を明らかにしつつ、協力と連携により、平常時から支援体制を整備していく必要があります。

イメージ図



2 要配慮者の実態把握

要配慮者の支援は、市と地域が積極的に関わりを持ちながら、要配慮者の実態を客観的に把握する必要があります。このことは、災害時のみならず、平常時における地域での支えあい、健康づくり、介護予防、孤立化防止につなげるためにも重要です。

3 支援体制づくり

災害時には、膨大な災害関係業務の発生が予想されることから、そのような状況においても要配慮者に対する情報の伝達や安否確認・避難誘導、避難所における支援などが実施できるよう、市は平常時から関係部署ごとに支援体制を事前に整備します。

また、支援体制づくりを円滑に進めるためには、広く市民の理解を得ることが不可欠であるため、市民に対する普及・啓発に努めます。

4 関係機関・団体等との連携した支援体制づくり

災害時には、町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など関係者等と協力して要配慮者の支援にあたる必要があります。

そのため、市は、関係機関・団体等との間で災害時における相互の連携を促進し、地域ぐるみの支援体制づくりを推進します。

Ⅲ 避難行動要支援者情報の収集・共有

災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者の生命及び身体を災害から守るために必要な措置を実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられました。

一般的に、要配慮者の中でも、避難情報が確実に伝達されれば、自力で避難できる人も相当数含まれています。

そのため、市は、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難に特に支援を要する避難行動要支援者について、その支援を重点的、優先的に進めるため、「避難行動要支援者名簿」を作成し把握に努めます。

1 避難行動要支援者名簿等の作成等

市は、以下の条件で「避難行動要支援者名簿」及び「避難行動要支援者登録者名簿」を作成します。

(1) 避難行動要支援者名簿の掲載対象

要配慮者のうち、福祉・介護・医療施設等に長期入所（入院）している人については、当該施設内職員等による対応が可能であると考えています。また、在宅の要配慮者でも、情報が確実に伝達されれば、自力で避難することができる人は相当数存在します。一方で、避難行動要支援者の要件に当てはまらないものの、居住環境、家庭環境等個人の置かれた状況により、自ら名簿への掲載を希望する人も支援の対象とします。

以上の点を踏まえ、市では避難行動要支援者名簿の掲載対象を地域防災計画において次のとおり定めています。

生活の基盤が自宅にある方のうち、次の要件に該当する者をいう。

- ①介護保険の要介護度3から5の認定を受けている者
- ②身体障害者手帳（内部障害を除く）1級から3級までを所持する者
- ③療育手帳A判定を所持する者
- ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ⑤その他上記に準ずる者（難病患者など）

(2) 避難行動要支援者名簿作成のための情報収集

市は、(1)の要件に該当する人について、健康福祉部等で把握している要介護度や障害者等の情報を集約し、避難行動要支援者名簿に掲載します。

(3) 避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者登録者名簿に記載する事項

- ①氏名、②生年月日、③性別、④住所又は居住、⑤電話番号その他の連絡先、⑥避難支援等を必要とする事由、⑦その他必要な事項

(4) 避難行動要支援者登録者名簿の登録・更新・管理

平常時から避難支援等関係者へ提供する「避難行動要支援者登録者名簿」への登録を希望する対象者は、犬山市避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意書及び個別避難支援計画を市長へ提出します。

《犬山市避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意書・表面》

犬山市避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意書

年 月 日

犬山市長 様

フリガナ			男・女	町内名		班・組	班組	
氏名								
住所	犬山市 (アパート名・室番号)							
生年月日(年齢)	明治・大正・昭和・平成 年 月 日生(歳)			同居の家族構成 人(本人含む)				
連絡先	自宅電話	-	-	同居の家族構成	【内訳(本人除く)】			
	携帯電話	-	-		配偶者・子()人・父・母			
	FAX	-	-		祖父・祖母・兄弟姉妹()人			
緊急連絡先(家族等)	↓ 避難支援等関係者等へ提供されますので、同意を得られた方のみを記載してください。							
	①	住所				続柄		
		フリガナ氏名			電話番号	自宅	-	-
		生年月日	年	月		日	携帯	-
	②	住所				続柄		
		フリガナ氏名			電話番号	自宅	-	-
生年月日		年	月	日		携帯	-	-
かかりつけ医療機関			病名・疾患					

私は自宅で生活しており、災害が発生または発生する恐れのあるときに、自分一人若しくは家族等の介助だけでは避難することが困難であり、以下の理由に該当するため、犬山市避難行動要支援者台帳への登録を希望します。

- 介護保険の要介護度3～5の認定者である ※↓該当の種別に○をつけてください。
- 身体障害者手帳(内部障害を除く)1～3級を所持している(視覚/聴覚/音声・言語/肢体)
- 療育手帳(A判定)を所持している
- 精神障害者保健福祉手帳(1級)を所持している

その他(難病等) (具体的に記入してください)

↑該当の口にし点をつけてください。

※注意：病院や施設にいる方は、制度の対象とはなりません。

裏面も記入してください

【確認事項】 同意書

避難行動要支援者は、避難支援等関係者（犬山市職員（消防職員含む）、犬山警察署、犬山市消防団、犬山市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会、自主防災組織、その他市長が認めた者）への情報提供に同意することにより、地域等から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

また、避難支援者へは避難行動要支援者から個別避難支援計画を渡し、日頃からよりよい関係づくりに努めることとし、災害時の避難支援のために避難支援者等が電話をすることや自宅へ訪問することを承諾します。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための措置を受けるために、申請内容（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、町内名、支援区分や障害情報及び個別避難支援計画、緊急連絡先など）を『犬山市地域防災計画』に定める避難支援等関係者に提供することに、

同意します 趣旨を十分理解した上で、同意しません

※該当する項目の□部分のうち、1つに✓をいれてください。

年 月 日

【本人氏名】 _____ (印)

※同意の意思については、変更の申出がない限り自動継続とします。

※代理人欄

(代理人署名) _____ (申請者との関係 _____)

(代理人住所) _____

(代理人電話番号) _____

※代理人が福祉・介護関係事業所の場合は事業所の住所・電話番号で結構です。

《個別避難支援計画》

受付欄

個別避難支援計画



作成日 年 月 日付

要支援者 氏名	
------------	--

指定 避難所	
-----------	--

情報伝達で 配慮してほしいこと	(例) 筆談 (筆記用具の用意)、ベルなど
避難誘導時 配慮してほしいこと	(例) 担架、車椅子、必要な避難用具など
避難時に持ち出すもの	(例) 非常袋、常備薬など
避難先で 配慮してほしいこと	(例) 食事の介助など
その他の配慮してほしいこと	
<<任意>> 避難時に連絡してほしい者 (家族等)	フリガナ 名前 電話 () - ※必ず記載する事に同意を得られた方のみを記載してください。 続柄

かかりつけの医療機関名

医療機関名	電話番号

避難 支 援 者	①	フリガナ 氏名 (関係:)	電話	
	②	フリガナ 氏名 (関係:)	電話	
※必ず、記載する事に同意を得られた方を、1名以上選任してください。(同居の家族を除く)				

名簿情報の更新（市内での住所変更など）及び名簿対象者の新規追加・削除（本人の死亡、転入出、要介護認定や障害認定、社会福祉施設等への長期期間入所等）のため、年1回、新しい情報を管理していくとともに、更新された情報は市及び避難支援等関係者間で適切に共有します。

また、避難行動要支援者登録者名簿を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者登録者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との関係を円滑なものにし、避難支援に繋げる上で重要であるといえます。

そのため、施錠することができる保管庫に管理する等、個人情報保護の観点から厳重な管理を行います。

(5) 避難行動要支援者登録者名簿の避難支援等関係者への事前提供について

避難支援等関係者へ避難行動要支援者登録者名簿情報を、平常時から提供することで、非常時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施が可能となります。

平常時からの名簿情報外部提供には、避難行動要支援者の事前同意（様式：犬山市避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意書及び様式：個別避難支援計画）が必要となるため、市は避難行動要支援者に対して、名簿情報及び個別避難支援計画の提供の目的・内容等を説明し、本人の意思確認を行います。

重度の認知症や障害等により、本人の意思確認が困難な場合は、親権者や法定代理人等からの同意をもって、本人同意に代えることとします。

市は、事前提供の同意が得られた避難行動要支援者の情報が掲載された「避難行動要支援者登録者名簿」を作成します。

避難支援等関係者は、提供を受けた名簿を用いて、災害時に円滑迅速に避難支援等を実施できるよう準備を進めます。

また、適正な情報管理を図るよう、別表1のとおり適切な措置を講ずることとします。

<別表1>「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル（愛知県策定）」より参照（※ここでの名簿とは、犬山市における登録者名簿を指す）

避難支援等関係者への名簿情報提供にあたっての留意点

①避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限定して提供することとします。

②避難支援等関係者個人の災害対策基本法に基づく守秘義務の周知徹底

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関して知り得た個人情報等を漏らしてはならないこととしております。名簿の提供を受けなくなった場合も同様とします。

③受け取った名簿の保管方法、複製禁止、閲覧者の限定等の指導

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報の安全管理のため、可能な限り、施錠のできる保管庫に保管するなど、適切に管理します。また、避難支援に関する目的以外に使用及び関係者以外に提供してはならないこととします。

④名簿情報の取扱状況についての定期報告の実施等

ただし、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは「災害対策基本法」の規定により、本人の同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に避難行動要支援者名簿情報を提供します。

※災害対策基本法の該当条項

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第49条の12 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第49条の13 第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(名簿情報の利用及び提供)

第49条の11 略

2 略

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

2 個別避難支援計画の作成

(1) 個別避難支援計画の目的

日頃から名簿情報の提供に対し同意した避難行動要支援者本人や家族の参加のもと、避難支援等関係者と一緒に、避難所や避難方法の確認及び日頃から常備しておくものの確認等を含め計画を作成することにより、災害時に避難支援を迅速かつ的確に行うことが可能となります。

また、個別避難支援計画の情報は、災害の発生に備え、避難支援等関係者及び市で情報を共有することにより、より実行性の高いものになります。

(2) 個別避難支援計画の作成者

避難行動要支援者が作成者となります。実際の避難支援は地域での支援が中心となるため、町内会及び自主防災組織、民生委員・児童委員等に協力を求めて作成すると、より実行性の高いものになります。

作成後、犬山市避難行動要支援名簿登録申請書兼同意書と併せて担当課窓口へ提出してください。作成が困難な場合は、担当課が支援します。

(3) 個別避難支援計画に係る避難支援者の決定

避難支援者は、個別避難支援計画を作成する際に、同意を得られた方を1名以上選任し個別避難支援計画に記載します。

また、避難支援者は、日頃から、地域の避難支援等関係者との関わりを持つことを心がけ、災害時には速やかに避難行動要支援者の避難状況及び安否情報を地域の組織・団体等に情報提供できるよう努めます。

(4) 個別避難支援計画の管理・更新等

個別避難支援計画については、計画内容が変更となった場合、避難行動要支援者もしくは家族等関係者は、市へ新たに個別避難支援計画を提出します。

また、管理について、避難行動要支援者登録者名簿と同様の扱いとします。

IV 災害時の対応

1 避難準備情報等の伝達

基本的には、避難準備情報が発表された場合や災害発生時において、市から全市民向けに情報伝達される手段（防災ラジオ、情報メール、広報車など）と同様に、避難行動要支援者への情報伝達を行うことしますが、障害者など通常の伝達方法では情報の入手が困難な避難行動要支援者については、避難支援等関係者との連携や本人の状況に応じた対応をとることとします。

<情報伝達の例>「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル(愛知県策定)」より参照

種別	情報伝達時に配慮すべき事項、有効な情報伝達機器・手段
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的にわかりやすい口調で、ゆっくりと伝える。 ・拡声器等で音声情報を複数回繰り返す。 ・行政情報等で主に提示されるものについては、ボランティア等を介して確実に伝わるよう配慮する。 ・携帯ラジオ、拡声器の使用、掲示板の設置等。
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的にわかりやすい口調で、ゆっくりと伝える。 ・拡声器等で音声情報を複数回繰り返す。 ・行政情報等で主に掲示されるものについては、ボランティア等を介して確実に伝わるよう配慮する。 ・携帯ラジオ、点字、音声入力装置、音声変換が可能な電子/携帯メール、文字の拡大装置等。
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・文字や絵を組み合わせ確認しながら情報を伝える。 ・手話通訳、要約筆記のできる人を配置する。 ・掲示板、手話、要約筆記、ファックス、インターネット、電子/携帯メール、文字放送テレビ等。
盲ろう者	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション方法は点字、手話、触手話、拡大文字など多種の方法があり、盲ろう者の個々の状況によって異なる場合がある。また、情報を発信する時と、受信する時のコミュニケーション方法が異なる場合もあるため、複数の盲ろう者向けコミュニケーション技術を持つ人などを配置する配慮が必要である。
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集や状況の把握、記憶等がうまくできないので、個々人の障害状況に応じて、具体的に、わかりやすく、繰り返し、情報を伝える。 ・精神的に不安定にならないよう、優しい言葉で、ゆっくりと話す。 ・突然の予定変更が苦手な人が多いので、変更が生じたときは早く伝える、具体的な内容を伝える。

発達障害者	<ul style="list-style-type: none"> • 個々人の障害状況に応じて、具体的に、わかりやすく、短い言葉で、繰り返し、情報を伝える。 • 精神的に不安定にならないよう、優しい言葉で、ゆっくりと話す。 • 特に自閉症の人の場合には、理解できる方法（実物、写真、絵、図、文字等）で情報を伝えることも有効である。 • 突然の予定変更が苦手な人が多いので、変更が生じたときは早く伝える、具体的な内容を伝える。 • 全体に話したことが自分に言われていると気づかないことが多いため、伝達されているか個別に確認する必要がある。
精神障害	<ul style="list-style-type: none"> • 精神的に不安定にならないよう配慮しながら、具体的に、わかりやすく情報を伝える。
高次脳機能障害者	<ul style="list-style-type: none"> • 情報の収集や状況の把握、記憶等がうまくできない場合があるため、個々人の障害状況に応じて、具体的に、わかりやすく、繰り返し、情報を伝える。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> • 日本語による情報伝達が困難な場合があるため、多言語及びやさしい日本語による情報提供や絵やピクトグラムが有効である。 • 出身国の言語、風習にできるよう、地域の実情に応じた対応が必要である。 • 災害多言語支援センターの利用を促す。

2 避難行動要支援者の情報提供

市は、避難勧告又は避難指示を発令した時など、必要に応じて個人情報の保護に配慮しながら、登録者以外を含む避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に対し提供し共有に努める。

3 避難誘導

避難支援者は、個別避難支援計画に基づき避難行動要支援者の避難誘導にあたる。

避難支援等関係者は、避難支援者とともに、地域全体の避難行動要支援者の避難誘導にあたる。

4 避難行動要支援者の避難状況の把握、安否確認

市は、各避難所において避難支援等関係者からの安否確認情報を集約し、避難行動要支援者の避難状況の確認を行い、未確認者の安否確認に努めるとともに、避難行動要支援者名簿等の照合により、避難行動要支援者の安否確認漏れを防ぐ。

また、安否確認を行ったが応答がないなどの場合は、職員の派遣や警察・消防などへの派遣要請を行う。

5 緊急避難場所又は避難所における避難行動要支援者の引継ぎ

避難行動要支援者の避難場所等における引継ぎについては、別途定める避難所開設・運営マニュアル等において、避難全体の流れの中で定めます。